

(2) 農業近代化資金

資金の種類 貸付利率(年利%)	資金の用途
1 建構築物等造成資金 〔貸付利率〕 1.40 (認定農業者※ 0.70~1.25%)	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。) ただし、認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に要する資金を除く。
2 果樹等植栽育成資金 〔貸付利率〕 1.40 (認定農業者※ 0.70~1.25%)	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金 ただし、認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。
3 家畜購入育成資金 〔貸付利率〕 1.40 (認定農業者※ 0.70~0.85%)	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金 ただし、馬名登録後の競走馬の購入は除く
4 小土地改良資金 〔貸付利率〕 1.40 (認定農業者※ 0.70~1.25%)	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金 ただし、認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に要する資金を除く。
5 長期運転資金 〔貸付利率〕 1.40 (認定農業者※ 0.70~1.25%)	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に要する次の資金 ただし、貸付対象者欄の(1)に掲げる者が貸付対象者である場合に限る。また、ウからオまで及びキに掲げるものは、認定農業者等、認定新規就農者及び集落営農組織等が貸付対象者である場合に限り、カに掲げるものについては認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限り、クに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。 ア 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設(認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。)について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金 ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金 エ 品種の転換を行うのに必要な資金 オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産物加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金 カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 キ 農業経営を法人化するため又は農業者が法人の構成員となるために必要な資金 ク アからキまでに掲げるもののほか、農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金
6 農村環境整備資金 〔貸付利率〕 1.40	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって、次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金 ただし、貸付対象者欄の(2)から(4)までに掲げる者が貸付対象者である場合に限る。 診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設(農事放送施設及び農業管理センターを含む。)、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会所、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設
7 特認資金 〔貸付利率〕 1.40 (認定農業者※ 0.70~1.25%)	1 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金 ただし、貸付対象者欄の(1)に掲げる者が貸付対象者である場合に限る。 2 農業者が居住する住宅の改良造成又は取得に要する資金 3 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

注1：貸付利率は、令和6年7月19日現在

2：国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。(第2章の1の(5)のアの(ア)参照。(P6))

3：認定農業者への貸付利率(※)について

国による金利負担軽減措置が講じられる場合がある。(第2章の1の(5)のイ参照。(P6))

貸 付 対 象 者

- (1) 農業を営む者
 ア 認定農業者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）
 イ 認定新規就農者
 ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（目標地図に位置付けられた者）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（継続的農地利用者）
 エ 次の要件のすべてを満たす農業者（農業サービス事業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う者）であって次の(ア)、(イ)および(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）
 (ア) 農業所得が総所得の過半（法人：農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人：1,000万円以上）であること。
 (イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人：常時従事者である構成員）がいること。
 (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。
 (エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）
 オ 農業参入法人（原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。））
 カ ア、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）における経営主以外の農業者（家族協定を締結しており、①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていること。）
 キ 集落営農組織（農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、かつ、その代表者、代表権の範囲等の規約を有しているもの）
 ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、その代表者、代表権の範囲等の規約を有しているもの
- (2) 農業協同組合
 (3) 農業協同組合連合会
 (4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人（農業を営む者を除く。）であって次のもの
 ア 農事組合法人、イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会、ウ 土地改良区及び土地改良区連合、エ 農業振興一般社団法人等、オ 農業の振興に資する事業を主たる事業として行う事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、カ 農業の振興に資する事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社、キ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員で、かつ、その代表者、代表権の範囲等の規約を有しているもの（トラクター利用組合など）

貸付限度額

万円単位の貸付けで融資率は、事業費の80%
 （認定農業者は100%、集落営農組織は3,600万円の範囲内で100%）

貸付対象者		貸付限度額	融資率（次の率以内）	
個人	上表の(1)のア、イ、ウ、エ及びカの農業者	1,800万円 (知事特認 2億円)	認定農業者(個人)	100/100
			上記以外	80/100
法人 (任意団体会)	上表の(1)のア、イ、ウ及びエの法人 上表の(1)のキ及びク	2億円	認定農業者(法人)	100/100
			集落営農組織等	100/100 3,600万円まで
農業参入法人	上表の(1)のオ	1億5,000万円	上記以外	80/100
農協等	上表の(2)から(4)	15億円	上記以外	80/100

- 注 1 貸付限度額≧既借入残高+今回借入予定額
 2 国や地方公共団体の補助金を受けた場合は、補助残部分に対して80%の融資率
 （認定農業者及び集落営農組織は100%） 貸付限度額 = (事業費 - 補助金) × 80%

○ 償還期限及び据置期間

資金の用途	認定農業者		認定農業者以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画(※1)に従って機械の購入等の措置(※2)を行う場合		農業協同組合等	
	償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
1 構築物等造成資金 ： 農機具等のみの場合	年以内 1.5	年以内 7	年以内 1.5	年以内 3	年以内 1.7	年以内 5	年以内 2.0	年以内 3
2 果樹等植栽育成資金	1.5	7	1.5	7	1.7	7	1.5	7
3 家畜購入育成資金	7	2	7	2	1.0	5	7	2
4 小土地改良資金	1.5	7	1.5	3	1.8	5	1.5	3
5 長期運転資金	1.5	7	1.5	3	1.7	5	—	—
6 農村環境整備資金	—	—	—	—	—	—	2.0	3
7 特認資金	1.5	7	1.5	3	1.7	5	1.5	3

注：「農業協同組合等」とは、上表の貸付対象者欄の(2)から(4)までに掲げる者をいう。

※1 農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する就農計画をいう。

※2 同法第14条の4第2項第3号の措置をいう。

(3) 農業経営負担軽減支援資金

[~ 制度資金以外の負債整理が必要な方向け ~]

資 金 の 種 類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資 金 の 内 容 ・ 使 途
<p>農業経営負担軽減支援資金</p> <p>【貸付利率】（※） 1.40</p> <p>【償還期限】 10（3） 特に必要と認める場合 15（3）</p>	<p>営農負債（営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債）の借換え</p> <p>ただし、当該負債が制度資金（株式会社日本政策金融公庫が融通する資金、農業近代化資金、経営資金、農業改良資金、旧就農支援資金その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助又は利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助又は利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金をいう）である場合には、貸付利率が年5.0%以下のものは対象としない。</p>

注1：貸付利率は、令和6年7月19日現在

2：「貸付利率」欄の※

国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のアの(イ)参照。（P6））

3：債務保証の当初5年間の保証料免除が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のエ参照。（P6））

貸 付 限 度 額	貸 付 対 象 者
<p>営農負債（営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債）の残高</p>	<p>負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人にあつては、次のすべての要件を満たすものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有しており、経営改善計画書を作成し、その確実な実行と融資の確実な返済が見込まれること。 (2) 農業所得が総所得の過半を占めていること。 (3) 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。 (4) 現に負債に係る約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。 2 法人にあつては、次のすべての要件を満たすものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1の(1)及び(4)の要件を満たすこと。 (2) 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。 3 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者

(4) 大家畜・養豚特別支援資金

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・用途
大家畜・養豚特別支援資金 〔貸付利率〕 1.40 〔償還期限〕 ・大家畜経営 一般 15（3） 特認 25（5） 経営継承 25（5） ・養豚経営 一般 7（3） 特認 15（5） 経営継承 15（5）	1 経営改善資金 (1) 借換対象資金の毎年の約定償還金（元本及び利息に限る。）の借換えを行うのに要する資金 (2) 都道府県知事等が上記資金の貸付けによっては経営の改善を図ることが困難と認める場合に、貸付期間の最終年度（令和9年度）に限り、必要な限度において借換対象資金の残高の借換えを行うのに要する資金 2 経営継承資金 後継者への経営継承を行う場合に、円滑な経営継承を図るために必要な限度において、借換対象資金の残高の借換えを行うのに要する資金

注：貸付利率は、令和6年7月1日現在。

貸付対象者

I 大家畜経営

既借入金への借入残高及び年償還額、大家畜経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難となっており、かつ、経営改善資金又は経営継承資金について、それぞれ次のすべてに該当する大家畜経営であること

1 経営改善資金

- (1) 大家畜経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること
- (2) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること
- (3) 「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、チェックシートを作成すること
- (4) 法人にあつては、次のいずれかに該当すること
 - ① 農事組合法人
 - ② 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第575条第1項に規定する持分会社
 - ③ 農業者等がその法人の株主であつて、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）
 - ④ 農業の振興を目的とする法人であつて、地方公共団体又は農業者等が、総社員の表決権の過半数を保有している一般社団法人
 - ⑤ その他都道府県知事等が独立行政法人農畜産業振興機構理事長と協議して認める法人
- (5) 乳用牛又は肉用牛の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること

経営の種類	家畜の種類	飼養規模（頭）	
		個人	法人
酪農経営	搾乳を目的としたおおむね16か月齢以上の乳用成雌牛	15	
肉用牛繁殖経営	子牛生産を目的としたおおむね14か月齢以上の肉専用種繁殖雌牛	5	15
肉専用種肥育経営又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の肉専用種肥育牛	10	30
乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の乳用種肥育牛又は肥育素牛の供給を目的としたおおむね8か月齢以下の乳用種ほ育育成牛	15	45

- (6) 大家畜特別支援資金を借り入れた後、償還が終了するまでの間、原則として、当該資金を借り入れた者が、自ら大家畜経営部門及び経営全体について収支管理（会計ソフト等による記帳、財務諸表（損益計算書及び貸借対照表をいう。）又はそれと同等の書類（以下「財務諸表等」という。）の作成及び当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握をいう。）を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当該財務諸表等を保管すること
- (7) 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、次に掲げるいずれかの要件を満たしている者であること。

- ① 借換えを行う年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。
- ② 借換えを行う直近年度及び借換えを行う年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- ③ 借換えを行う直近年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、借換えを行う年度に契約を締結していない者であること。

2 経営継承資金

- (1) 1の(1)から(3)までに該当すること
- (2) 農業を営む個人（一戸法人を含む。）であること
- (3) 現に大家畜経営に従事しているおおむね40歳以下の後継者が、借入れを希望する年度以降において当該大家畜経営の主たる従事者となることが認められること
- (4) 乳用牛又は肉用牛の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること

経営の種類	家畜の種類	飼養規模(頭)
酪農経営	搾乳を目的としたおおむね16か月齢以上の乳用成雌牛	25
肉用牛繁殖経営	子牛生産を目的としたおおむね14か月齢以上の肉専用種繁殖雌牛	10
肉専用種肥育経営又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の肉専用種肥育牛	20
乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の乳用種肥育牛又は肥育素牛の供給を目的としたおおむね8か月齢以下の乳用種ほ育育成牛	30

- (5) 1の(6)及び(7)に該当すること

II 養豚経営

既借入金の借入残高及び年償還額、養豚経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難となっており、かつ、経営改善資金又は経営継承資金について、それぞれ次のすべてに該当する養豚経営であること

1 経営改善資金

- (1) 養豚経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること
- (2) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること
- (3) I 大家畜経営の1の(3)及び(7)に該当すること
- (4) I 大家畜経営の1の(4)に該当すること
- (5) 豚の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること

経営の種類	家畜の種類	飼養規模(頭)	
		個人	法人
養豚繁殖経営	子豚生産を目的としたおおむね6か月齢以上の繁殖雌豚	30	90
養豚肥育経営 又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね30kg以上の肥育豚	300	900

- (6) 養豚特別支援資金を借り入れた後、償還が終了するまでの間、原則として、当該資金を借り入れた者が、自ら養豚経営部門及び経営全体について収支管理（会計ソフト等による記帳、財務諸表（損益計算書及び貸借対照表をいう。）又はそれと同等の書類（以下「財務諸表等」という。）の作成及び当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握をいう。）を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当該財務諸表等を保管すること

2 経営継承資金

- (1) 1の(1)から(3)までに該当すること
- (2) 農業を営む個人（一戸法人を含む。）であること
- (3) 現に養豚経営に従事しているおおむね40歳以下の後継者が、借入れを希望する年度以降において当該養豚経営の主たる従事者となることが認められること
- (4) 豚の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること

経営の種類	家畜の種類	飼養規模(頭)
養豚繁殖経営	子豚生産を目的としたおおむね6か月齢以上の繁殖雌豚	45
養豚肥育経営又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね30kg以上の肥育豚	450

- (5) 1の(6)に該当すること

(5) 畜産経営体質強化支援資金

資 金 の 種 類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資 金 の 内 容 ・ 使 途
<p>畜産経営体質強化支援資金</p> <p>【貸付利率】 1.20 ※ 貸付当初5年間は無利子</p> <p>【償還期限】 酪農及び肉用牛経営 25（5） 養豚経営 15（5）</p>	<p>畜産クラスター計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていくなど意欲ある畜産経営に係る償還負担を軽減するための、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者が借り入れた営農負債の借換資金</p> <p>※ 負債整理資金（次に掲げる資金を含む）は借換対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL）のうち、負債の整理その他農業経営の改善を前提としての経営の安定に必要な長期資金 ・ 経営体育成強化資金のうち負担軽減資金 ・ 農業経営負担軽減支援資金 ・ 畜産経営体質強化支援資金 ・ 畜産特別資金（※注） ・ 畜産経営維持緊急支援資金

【参考（関係規定等）】

〔 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱 〕

- ・ 第4の2（畜産クラスター計画）
畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、知事により別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの。
- ・ 第4の3（中心的な経営体）
畜産クラスター計画を実現するために、畜産クラスター協議会が定める次の全ての要件を満たす畜産を営む者又は飼料生産組織をいう。
 (1) 自らの経営における収益力向上に取り組むこと。
 (2) 率先して畜産クラスター計画に定められた取組を実践すること。
 (3) 地域へ貢献する意思を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
 (4) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

※ 別に定める基準（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領第3）
～ コスト削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じた収益性の向上や その取組の波及効果など、計画基準を規定。

※ 畜産クラスターとは、畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組です。

注：貸付利率は、令和6年5月31日現在。

貸 付 対 象 者

次の1から5までのすべてを満たす酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

- 1 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 認定農業者（畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体となることができない合理的な事由がある場合に限る。）
 - (2) 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体
- 2 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実と見込まれること。
- 3 酪農、肉用牛又は養豚経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有しており、畜産経営体質強化計画につき知事の承認を受けていること。
- 4 償還負担を軽減することにより、畜産経営体質強化計画の達成が可能であり、かつ、体質強化支援資金の借入年度以降において、体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能であること。
- 5 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 農事組合法人
 - (2) 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号。）第575条第1項に規定する持分会社
 - (3) 農業者等がその法人の株主であつて、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）
 - (4) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの
 - (5) その他都道府県知事が地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長。）と協議して認めた法人

【参考】

※注）畜産特別資金：

畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）第1の1に定める資金）別添1の別表1（畜産特別資金の区分）を参照。

大家畜・養豚特別支援資金（R5～9）、大家畜・養豚特別支援資金（H30～R4）、畜産経営改善緊急支援資金（H25～27）、大家畜・養豚特別支援資金（H25～29）、大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金（H20～24）、大家畜経営改善支援資金、養豚経営改善支援資金（H17～19）、大家畜経営活性化資金、養豚経営活性化資金、大家畜経営体質強化資金、酪農経営負債整理資金、養豚経営安定資金、肉用牛経営合理化資金、肉畜経営改善資金 がある。

3 主な農業関係融資制度の概要

(1) 農業経営改善関係資金

<趣旨>

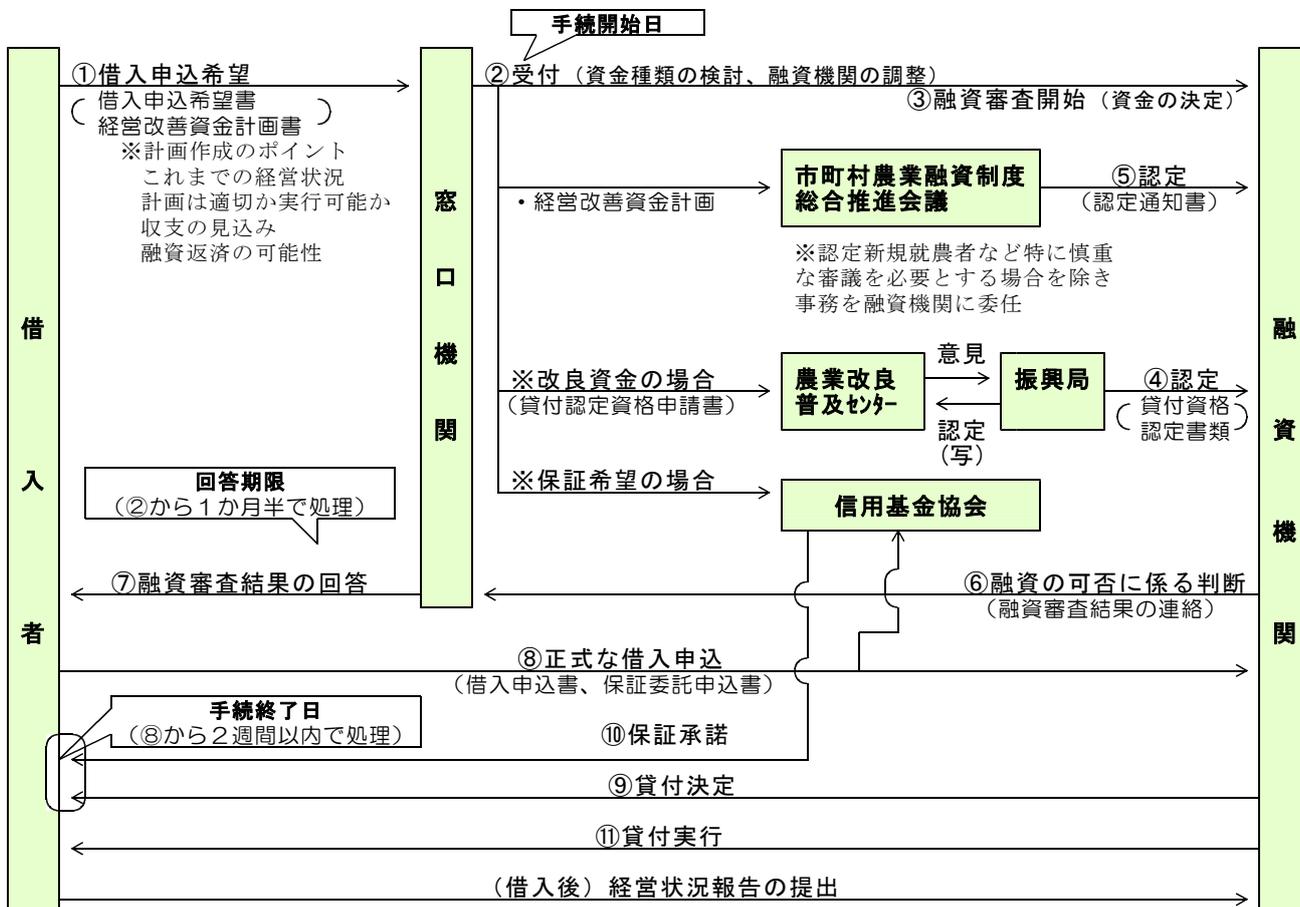
国は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第105号）が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手が経営改善を図ろうとする場合に必要な長期資金が的確に供給されるよう、平成14年（2002年）に「農業経営改善関係資金基本要綱」を定めている。

<対象資金の概要>

農業経営改善関係資金は、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金の総称で、これらの借入手続・様式が統一化されている。

区分	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）			特別の場合の長期資金（無利子）	
	農業近代化資金	農業経営基盤強化資金（スーパーL）	経営体育成強化資金	農業改良資金	青年等就農資金
性格、資金使途	施設整備・経営改善に必要な長期運転資金等	償還期間、資金規模、資金使途の面で農協等民間金融機関で対応し難い場合		新作物、流通加工、新技術へのチャレンジ	認定新規就農者の経営開始を支援
対象者	認定農業者、認定新規就農者、その他担い手向け	認定農業者向け	認定新規就農者、その他担い手向け	その他担い手向け	認定新規就農者
融資機関	農協等民間金融機関	日本政策金融公庫			

<手続きの流れ（北海道農業経営改善資金取扱要領）>



＜クイック融資＞

企業経営診断手法(スコアリング手法)を活用し、担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金について、最速1週間で無担保無保証人での融資の可否を判断

対象資金	貸付対象者	適用限度額
農業経営基盤強化資金（一部、対象外となる用途あり）	認定農業者（一定要件あり）	500万円
農業近代化資金	集落営農組織（一定要件あり）	

＜参考 農業近代化資金＞

■ 利子補給の内訳

(農協が農業者に貸し付ける場合)

基準金利	利子補給 (北海道) %	実質金利
%	%	%
2.65	1.25	1.40

* 令和6年7月19日現在。

(認定農業者の場合(国による金利負担軽減措置))

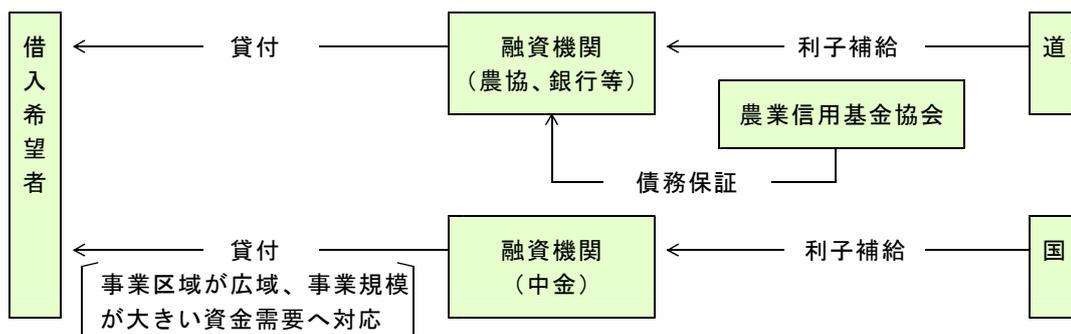
実質金利	利子補給 (長期協会) %	実質金利
%	%	%
1.40	償還期限15年以下0.15~0.70	0.70~1.25

※国による5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。

((公財)農林水産長期金融協会が国の補助を受けて実施。)

* 令和6年7月19日現在。

■ しくみ



＜参考 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)＞

■ 利子補給の内訳

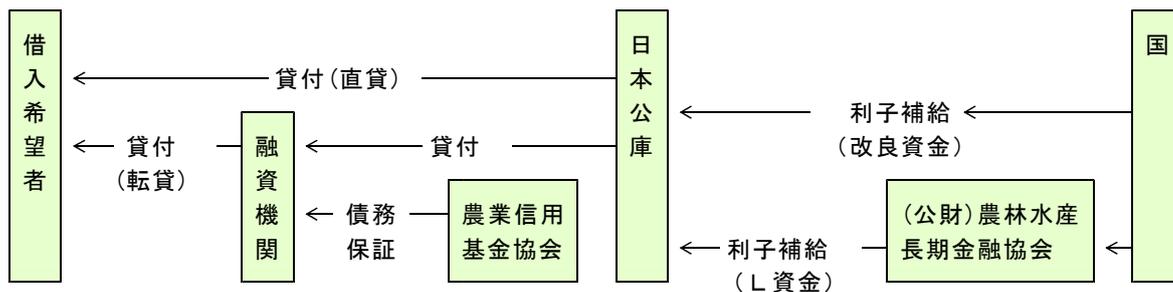
貸付金利	利子補給 (長期協会) %	実質金利
%	%	%
0.70~1.40	最大2%	0.00%

* 令和6年7月19日現在。「貸付金利」は償還期間等に応じて異なる。

※国による5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。

((公財)農林水産長期金融協会が国の補助を受けて実施。)

■ しくみ



(2) 農業負債整理関係資金

<趣旨>

国は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第105号）が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じ、その償還負担の軽減を図るためのきめ細やかな制度資金として、平成13年(2001年)から「農業負債整理関係資金基本要綱」に基づき実施されている。

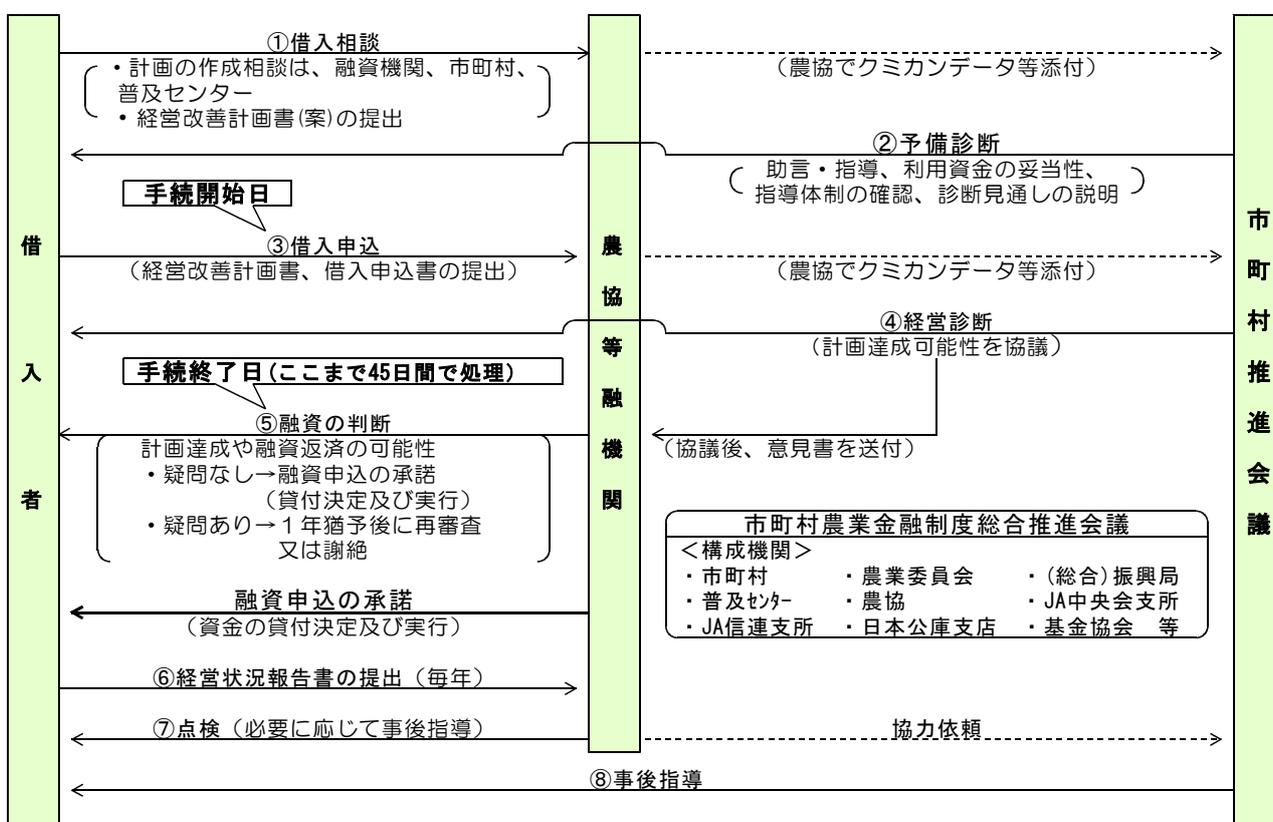
<対象とする資金>

農業負債整理関係資金は、経営体育成強化資金と農業経営負担軽減支援資金の総称。

資金名	資金用途	貸付限度額	償還期限	融資機関
農業経営負担軽減支援資金	営農負債の借換を行うのに必要な資金	営農負債額	10年（特認15年） 据置3年	農協等
経営体育成強化資金			25年 据置3年	日本公庫
①前向き投資資金	農地・機械・施設の取得等に必要な資金	事業費の80%		
②再建整備資金	制度資金以外の負債の整理に必要な資金	個人1,000万円（※） 法人4,000万円		
③償還円滑化資金	既往借入制度資金等に係る負債の円滑な償還に必要な資金	元利償還金 （最大10年分）		

※所定の要件を満たす場合、貸付限度額は最大2,500万円（特認1,750万円、特定2,500万円）

<手続きの流れ（北海道農業負債整理関係資金取扱要領）>



<参考>

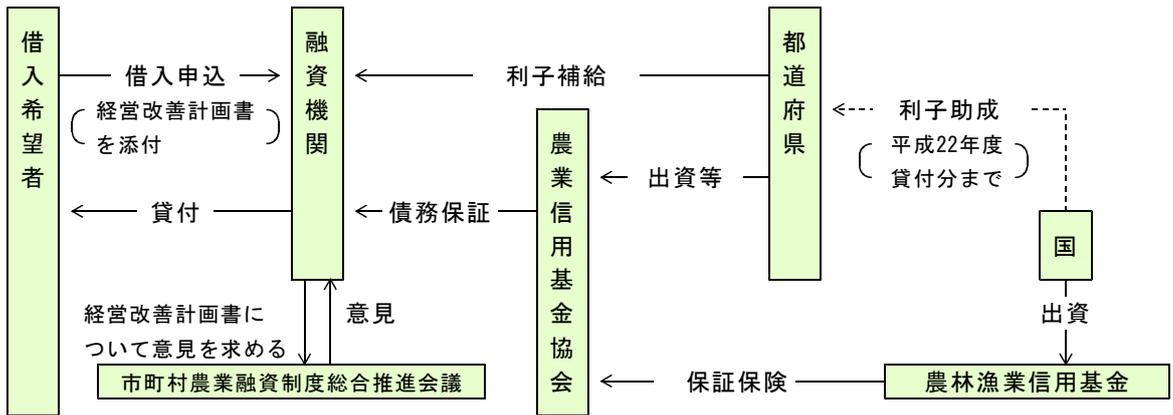
農業経営負担軽減支援資金は、道による利子補給の措置あり（借入者の金利負担軽減）

■ 利子補給の内訳

基準金利	利子補給 (北海道)	実質金利
2.65%	1.25%	1.40%

* 令和6年7月19日現在。

■ しくみ



(3) 認定就農者総合融資制度

<趣旨>

認定就農者総合融資制度は、平成25年度の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、北海道農業経営強化促進基本方針に位置づけられたもので、新たに農業に従事しようとする青年等の円滑な経営開始を支援するため、制度資金の取扱等について、一般農業者とは別に定められています。

<ポイント>

- ・認定新規就農者の経営開始（機械・施設の購入等）のための無利子資金として、「青年等就農資金」がある
- ・青年等就農資金は、原則無担保・無保証人（融資対象物件以外の担保及び保証人は徴求しない）によることとし、担保能力に乏しい認定新規就農者に対する円滑な資金供給を図っている
- ・また、農地取得や運転資金等に対応する資金（経営体育成強化資金、農業近代化資金）との総合的融資が可能となるよう措置（融資機関と関係機関の連携調整、事業計画の審査、助言・指導など）されている

<対象とする資金>

青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業近代化資金

●青年等就農資金

区分	摘要
貸付対象者	①市町村長から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者 ②農協、農協連合会、銀行等（認定就農者に転貸する場合に限る）
貸付対象経費	経営開始から5年間に必要な機械の購入費、施設の設置費、その他市町村から認定を受けた青年等就農計画（認定就農計画）の目標達成に必要な長期資金等
貸付主体	日本政策金融公庫
信用保証	公庫が原則無担保無保証人で貸付。また、農協等が貸付主体となる場合、農業信用保証保険制度の対象とする（無担保無保証人による保証引受）
貸付限度額	3,700万円（特認1億円） ただし、旧就農施設等資金の貸付を受けている方は、当該資金の貸付残高を差し引いた額
償還期間	17年以内（据置期間5年以内）

●経営体育成強化資金

認定就農計画による農地取得について、下記の貸付条件の特例措置あり

区分	摘要
貸付限度額	1,000万円（融資率100%）
償還期間	25年以内（うち据置5年以内）

●農業近代化資金

認定就農計画に基づく貸付について、下記の貸付条件を適用

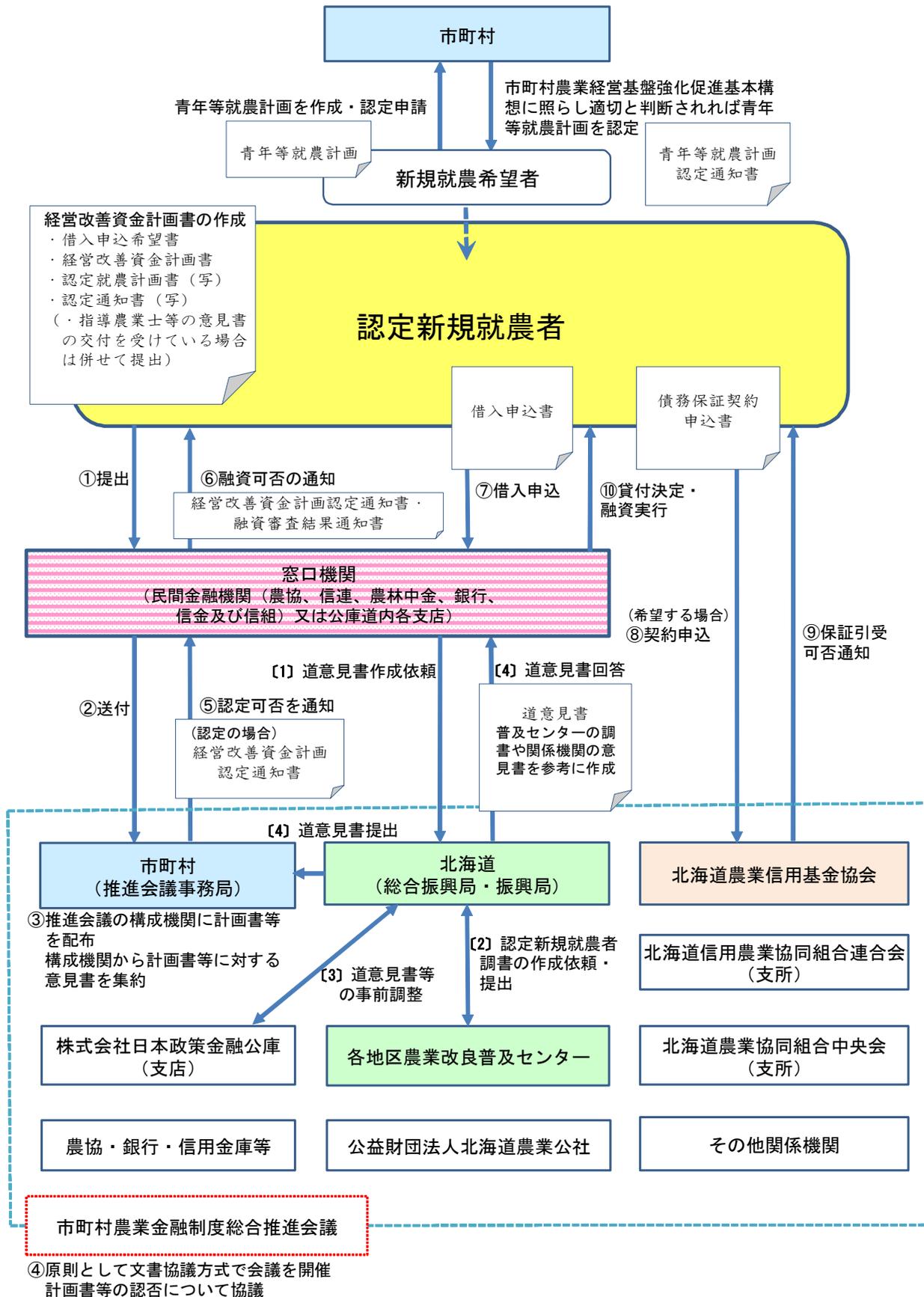
区分	摘要
貸付限度額	1,800万円（融資率80%）
償還期間	資金用途によって10～18年以内（うち据置5～7年以内）

<手続きの流れ（北海道認定就農者総合融資制度取扱要領）>

○ 認定新規就農者になるまで

- ・新規就農希望者は、営農支援機関に就農相談
- ・営農支援機関は、新規就農希望者に青年等就農計画の作成支援・指導
- ・新規就農希望者は、市町村に青年等就農計画の認定を申請
- ・市町村は、認定委員会（市町村、JA等）により審査を実施。市町村農業経営基盤強化促進基本構想に照らし、適切と判断された場合、認定

認定新規就農者に対する総合的な融資の仕組み



(4) 農業災害関係融資制度

① 天災資金

天災融資法（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）に基づき、被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、国が発動する資金（なお、激甚災害として指定された場合、特例（貸付限度額の引上げや償還期限の延長）の適用あり）。

貸付対象者	被害収穫量が平均収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家（法適用被害農業者）。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。						
貸付限度額	損失額のA%に相当する額か、Bのいずれか低い額						
	区分	一般災害		激甚災害			
		A	B	A	B		
			個人	法人	個人	法人	
	一般農業者	45%	350万円	2,000万円	60%	400万円	2,000万円
	家畜等飼養者・果樹栽培者	55%	500万円	2,500万円	80%	600万円	2,500万円
	なお、加算額は次のとおり 牛馬飼養者：乳牛 5万円、その他牛馬 3万円 重複被害者：個人100万円、法人 500万円（いずれも当該年の償還額を限度とする。）						
貸付利率及び償還期限	区分	貸付利率		償還期限			
			H16年台風	一般災害	激甚災害		
	その他の者	6.5%以内	0.8%	3～4年	4～5年		
	損失額30%以上の者	5.5%以内	0.8%	5～6年	6～7年		
	特別被害地域内の特別被害農業者	3.0%以内	0.8%	6年	7年		
	注 ・ 貸付利率は、法発動の都度設定 ・ 特別被害地域は、法適用被害農業者に対する特別被害農業者の割合が10%以上で、知事が指定する地域。特別被害農業者は、平年農業総収入額に対する損失額の割合が50%以上の者						
資金使途	経営資金（種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、家きん等の購入、その他）						
そのほか	直近の法発動は、平成16年台風が最後。						

② 北海道農業災害資金

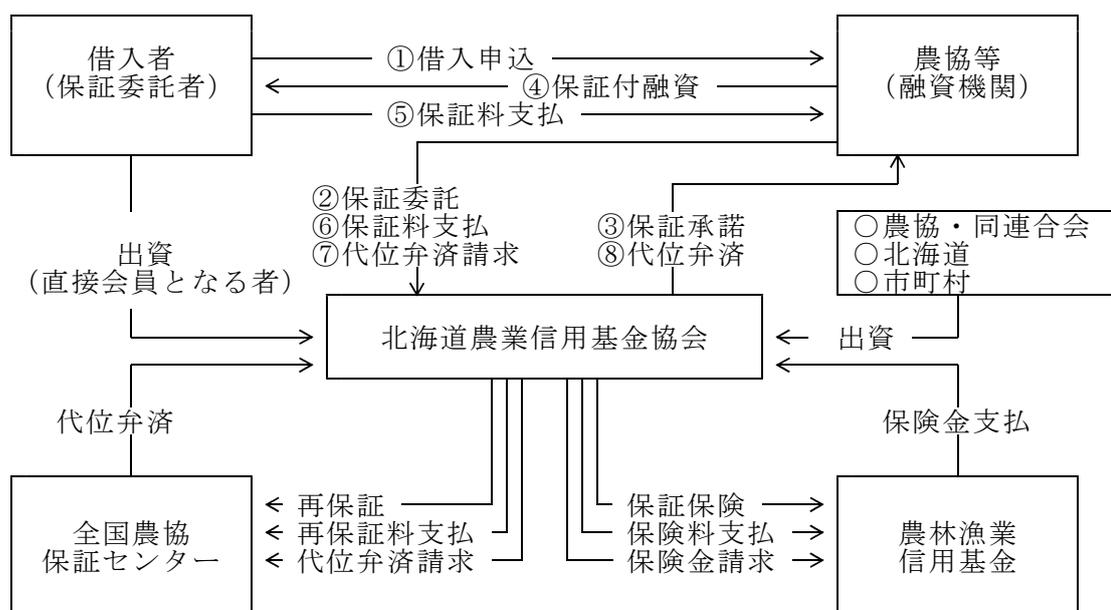
北海道農業災害融資促進規則に基づき、農業被害が2市町村以上の区域にわたり、かつ、損失額30/100以上の農業経営体数が70戸以上と認めて、知事が指定する場合に適用する資金

貸付対象者	天災資金と同様				
貸付限度額	損失額の60%に相当する額 又は 個人350万円・法人2,000万円 のいずれか低い額				
貸付利率及び償還期限	区分	貸付利率		償還期限	
			H16年台風		H16年台風
	損失額10%以上30%未満の者	6.5%以内	0.8%	5年の範囲内で 知事が定める	3年
	損失額30%以上50%未満の者	5.5%以内	0.8%		4年
	損失額50%以上の者	3.0%以内	0.8%		5年
	注 貸付利率及び償還期限は、規則適用の都度設定				
資金使途	天災資金と同様				
そのほか	天災資金の発動がない災害による被害農業者向け。直近の規則適用は、平成16年台風が最後。				

(5) 農業信用保証保険制度

<しくみ>

- この制度は、農業協同組合・信連・農林中金等が、農業者等の事業資金や生活に必要な資金を貸出するに際し、北海道農業信用基金協会が借入者のために保証人になって、資金の借入を容易にしようとする信用補完制度です。
- 保証業務に必要な基金は、農協・同連合会・北海道・市町村からの出資金、北海道・その他の団体等からの交付金、協会の繰入金によってまかなわれています。
- 協会の債務保証によって融資を受けた借入者が、万一計画どおりの返済ができない場合は、協会が借入者に代わって、融資機関に返済金を代位弁済します。協会が代位弁済することによって、融資機関としては債務が返済されるので不良債権がなくなります。
- 協会が代位弁済をした場合、借入者に対する求償権を取得することになります。
- また、協会は代位弁済によるリスク負担を軽減するため、全国機関の農林漁業信用基金や全国農協保証センターに保険や再保証を付すことで、全国的な危険分散が図られる仕組みになっています。



<北海道農業信用基金協会の概要>

設立 昭和37年
 根拠法 農業信用保証保険法
 住所 札幌市中央区北4条西1丁目1番地（北農ビル14階）

<債務保証の対象となる資金と保証料率（令和4年5月～）>

農業経営基盤強化資金	0.35%	（優遇保証料率0.25%）	注：転貸に限る。
青年等就農資金	0.25%		
農業近代化資金	0.30%	（優遇保証料率0.20%）	

*このほか、対象となる資金や保証料率は、協会ホームページ等でご確認ください。

(6) 参 考

○ J A 北海道信連要綱資金

資 金 の 種 類 貸 付 金 利 (年 利 %) 償 還 期 限 (う ち 据 置) 年 以 内	資 金 の 内 容 ・ 使 途	貸 付 の 相 手 方
農業経営ステップアップ資金 〔貸付利率〕 貸付期間ごとに設定 (固定金利) 〔償還期限〕 25 (5)	農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金	正会員の組合員
信連 新規就農者資金 〔貸付利率〕 貸付期間にかかわらず一律設定 (変動金利) 〔償還期限〕 ・設備資金 25 (5) ・運転資金 10 (5) ・住宅資金 25(据置は設定しない)	新規就農者が設備投資や運転資金等農業経営を行う際に借入れする制度資金を補完する資金	正会員の組合員
信連 担い手経営対策資金 〔貸付利率〕 貸付期間ごとに設定 (固定金利・変動金利) 〔償還期限〕 25 (据置は設定しない)	既往農業負債の返済負担軽減のための借換並びに借換に必要な費用等、農業経営改善に要する資金	正会員の組合員
信連 農業法人経営応援資金 〔貸付利率〕 個別設定(財務内容・貸付期間等勘案) (固定金利・変動金利) 〔償還期限〕 ・運転資金 1 ・中期運転資金 7 (2) ・機械等取得 15 (3) ・設備 25 (3)	地域農業の中核的担い手である農業法人への財務安定化や運転資金、機械・施設・農地の取得等、農業経営改善に要する資金	農業もしくは農業関連事業を行う法人
信連 畜産等経営資金 〔貸付利率〕 個別設定(財務内容・貸付期間等勘案) (固定金利・変動金利) 〔償還期限〕 ・短期 1 ・長期 7 (2)	生産物の販売サイクルが1年を超える棚卸資産を有する農業経営体への運転資金等	生産物の販売サイクルが1年を超える棚卸資産を有する農業経営体
再生可能エネルギー資金 〔貸付利率〕 個別設定(財務内容・貸付期間等勘案) (固定金利・変動金利) 〔償還期限〕 ・20年 (据置3年)	再生可能エネルギー事業にあたり必要となる運転資金及び設備資金	(1) 生産可能エネルギー事業を行う農業経営体 (2) 農業経営体又は農業協同組合が出資している再生可能エネルギー事業を行う法人

第3章 農業関係制度資金取扱上の留意事項

1 制度資金借入れに 当たっての留意事項

資金計画の策定

経営の規模拡大又は改善による増収額と償還額を考慮して、償還などに無理のない事業計画を策定し、その計画に沿って借入申込みを行ってください。

貸付対象事業

- ① 自己資金又は他からの資金の調達によって既に完了した事業は、その資金の調達が制度資金を借り入れるまでのつなぎ措置と認められるほかは、貸付けの対象とはなりません。（ただし、経営体育成強化資金等で負担軽減を目的とする場合は、この限りではありません。）
- ② 建物等の工事費（設計費を含む。）、機械器具等の取得費及び建物施設等に必要の敷地の取得費が貸付けの対象となります。
- ③ 補助事業の貸付対象事業費には、補助事業と一体となった計画であって、これと切り離すことができない補助対象外の事業費も含まれることができます。
- ④ 上記①～③のほか、工事費に伴う設計費及び雑費、手持ち資材の評価額や自己労務の評価額、施設の建設・取得と同時に必要な用地取得費なども融資対象事業に含まれます。
- ⑤ 市町村等が行う農業に係る基盤整備等を進める事業について、条例に基づき受益者から分担金を徴求する場合、資金の種類によっては分担金も融資の対象となります。

貸付利率

制度資金借入れの際の金利は、社会情勢などにより常に変動します。最新の金利を取扱金融機関などに確認してください。

（単位：％）

	30	R元	R2	R3	R4	R5
長期プライムレート	1.00	0.95	1.00	1.00	1.25	1.50
短期プライムレート	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475
財政融資資金金利	0.30	0.09	0.20	0.30	0.70	1.10
スーパーL	0.30	0.09	0.20	0.30	0.70	1.10
農業近代化資金	0.30	0.09	0.20	0.30	0.70	1.10

※スーパーL、農業近代化資金は、償還期限等により利率が異なります。

（※各年12月末の状況）

貸付限度額

- ① 貸付金の最高限度額が定められている制度資金については、既往の借入金の残高と借入れしようとする額の合計額が、その最高限度を超えないものとします。(天災資金、農業災害資金等又は別に定める場合は、この限りではありません。)
- ② 貸付金額は、補助金、制度資金以外の借入金額、借入申込者の手持資金でその事業に投入することができる額等を勘案して所定の融資枠の範囲内で決めます。

償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間は、事業効果の発現、融資対象物件の耐用年数、借入申込者の償還能力等を勘案し、貸付金の償還に必要な最短期間にとどめることが適当です。

なお、各資金ごとに定められた償還期限及び据置期間は、その最長期間を示すものです。

償還方法

償還方法は割賦償還を原則とし、一般的には元金均等償還となります。

また、償還回数は、制度資金の場合、年1回又は2回が原則とされています。

ただし、年間を通じて収入が見込まれる経営にあつては、多回数償還を選択することが可能な資金もあります。

保証人及び担保

資金を借り入れる場合は、保証人・担保が必要です。

保証人・担保は資金の種類、融資対象事業、貸付額の大小、借入申込者の経営状況及び信用状況等を勘案して決められます。

物的担保の場合、融資対象物件を優先しますが、融資対象物件で担保が不足するとき等は、借入者の所有する農地・宅地等の不動産を担保に徴求されることがあります。

－担保物件の評価（例）－

物件種類		掛目	備考
土地・農地		70%前後	融資機関によって取扱がそれぞれ違いますので留意ください。
建物	一 農業用	60%前後	
	般 農業用以外のもの	70%前後	
	その他	30%前後	
農業用機械		30%前後	

(参考) 担保充足率

残存評価額 (時価評価額×掛目－先順位債権額) / 元本債権額

120～140%あるのが望ましいといわれています。

担保物件の評価額は、類似物件の売買事例、通り相場、地元関係機関その他精通者の意見等により得た時価に掛目（かけめ）を乗じて得た額を基準として、その立地条件や利用状況、耐用年数等からみた将来の価格動向等を考慮して、融資機関で決められます。

なお、保証人及び担保の徴求を補完する制度として、必要に応じ農業信用基金協会（保証を引き受ける公的な保証機関）が、その債務を保証する制度（信用保証保険制度）を利用することができます。

この場合、適用される制度資金が限られており、保証料の支払いも必要となります（保証料率は資金によって異なります）ので、利用の際には取扱融資機関などに相談する必要があります。

2 制度資金借入れ後の留意事項

次の事項については、必ず注意をしてください。

場合によっては、融資機関から借入資金の繰上償還等を請求されることがあります。

目的外使用の禁止

制度資金は、借入申込みを行ったときの目的に沿って使用してください。

やむを得ない事情で変更したい場合は、事前に取扱金融機関などに相談してください。

事業計画の変更

当初の事業計画（事業内容、事業費、事業量等）に変更がある場合は取扱金融機関等（計画認定等を行った行政庁を含む。）に「計画変更」の申請を行い、所定の手続きをとってください。

経理状況の明確化

① 工事の契約書、見積書、請求書、領収書などの関係書類を必ず整備しておいてください。

② 制度資金、自己資金の受入れ、事業費の支払いは、その都度、借入者名義の預貯金口座を通して行ってください。

③ 資金支払いのときは、口座振替で行い、必ず請求書、領収書などを受け取って、金額、日時、受領印等を確認し、償還終了まで保管してください。

事業完了後の手続き

事業完了後、実績事業費の減少によって、借入額が本来借り入れることのできる限度額を上回ることとなった場合には、繰上償還など所定の手続きを行う必要があります。

その他

次のような場合は、取扱融資機関や道、総合振興局又は振興局、市町村、農業改良普及センター等の関係機関に連絡してください。

① 借入後、災害・事故・病気などが発生し、経営に支障を生じたとき。

② 経営部門の変更、経営の休廃止をするとき。

③ 営農技術その他の相談が必要なとき。

第4章 参考資料

1 賦金表

元利均等償還を選択した場合、毎年の償還金額は、借入金額に次の賦金表に掲載されている賦金率を乗じて計算します。

(年賦金計算方式) 借入金額×賦金率＝毎年の償還金額

(例) 借入金が1,000万円で、年利率が2.0%、償還回数が15回の元利均等償還を選択した場合の毎年の償還金額
(毎年の償還金額) 10,000,000円×0.07782547 (n : 15、r : 2.0%の欄を選択) = 778,255円

n \ r	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	r \ n
1	1.00100000	1.00200000	1.00300000	1.00400000	1.00500000	1.00600000	1.00700000	1.00800000	1
2	0.50075012	0.50150050	0.50225112	0.50300200	0.50375312	0.50450449	0.50525610	0.50600797	2
3	0.33400022	0.33466755	0.33533533	0.33600355	0.33667221	0.33734131	0.33801085	0.33868083	3
4	0.25062531	0.25125125	0.25187781	0.25250499	0.25313279	0.25376122	0.25439026	0.25501992	4
5	0.20060040	0.20120160	0.20180359	0.20240639	0.20300997	0.20361436	0.20421953	0.20482550	5
6	0.16725049	0.16783528	0.16842104	0.16900776	0.16959546	0.17018411	0.17077374	0.17136432	6
7	0.14342914	0.14400228	0.14457656	0.14515198	0.14572854	0.14630622	0.14688504	0.14746500	7
8	0.12556316	0.12612762	0.12669340	0.12726048	0.12782886	0.12839855	0.12896954	0.12954183	8
9	0.11166741	0.11222518	0.11278443	0.11334516	0.11390736	0.11447103	0.11503617	0.11560277	9
10	0.10055082	0.10110330	0.10165741	0.10221317	0.10277057	0.10332961	0.10389028	0.10445258	10
11	0.09145545	0.09200363	0.09255362	0.09310543	0.09365903	0.09421445	0.09477166	0.09533067	11
12	0.08387599	0.08442063	0.08496726	0.08551586	0.08606643	0.08661897	0.08717348	0.08772996	12
13	0.07746261	0.07800430	0.07854814	0.07909412	0.07964224	0.08019250	0.08074489	0.08129941	13
14	0.07196545	0.07250464	0.07304614	0.07358996	0.07413609	0.07468451	0.07523524	0.07578826	14
15	0.06720124	0.06773831	0.06827785	0.06881987	0.06936436	0.06991133	0.07046075	0.07101264	15
16	0.06303258	0.06356781	0.06410568	0.06464621	0.06518937	0.06573516	0.06628359	0.06683464	16
17	0.05935435	0.05988799	0.06042445	0.06096372	0.06150579	0.06205066	0.06259833	0.06314879	17
18	0.05608483	0.05661709	0.05715233	0.05769054	0.05823173	0.05877588	0.05932300	0.05987307	18
19	0.05315947	0.05369052	0.05422471	0.05476205	0.05530253	0.05584613	0.05639287	0.05694272	19
20	0.05052666	0.05105664	0.05158994	0.05212654	0.05266645	0.05320966	0.05375615	0.05430593	20
21	0.04814460	0.04867364	0.04920617	0.04974216	0.05028163	0.05082456	0.05137094	0.05192077	21
22	0.04597910	0.04650731	0.04703917	0.04757467	0.04811380	0.04865656	0.04920294	0.04975293	22
23	0.04400191	0.04452938	0.04506067	0.04559576	0.04613465	0.04667734	0.04722381	0.04777405	23
24	0.04218950	0.04271631	0.04324711	0.04378188	0.04432061	0.04486330	0.04540994	0.04596053	24
25	0.04052208	0.04104831	0.04157869	0.04211321	0.04265186	0.04319463	0.04374151	0.04429250	25

n \ r	0.9%	1.0%	1.2%	1.4%	1.6%	1.8%	2.0%	2.5%	r \ n
1	1.00900000	1.01000000	1.01200000	1.01400000	1.01600000	1.01800000	1.02000000	1.02500000	1
2	0.50676008	0.50751244	0.50901789	0.51052433	0.51203175	0.51354014	0.51504950	0.51882716	2
3	0.33935125	0.34002211	0.34136514	0.34270992	0.34405644	0.34540469	0.34675467	0.35013717	3
4	0.25565020	0.25628109	0.25754473	0.25881082	0.26007936	0.26135034	0.26262375	0.26581788	4
5	0.20543225	0.20603980	0.20725725	0.20847785	0.20970158	0.21092843	0.21215839	0.21524686	5
6	0.17195586	0.17254837	0.17373624	0.17492794	0.17612344	0.17732274	0.17852581	0.18154997	6
7	0.14804608	0.14862828	0.14979607	0.15096835	0.15214510	0.15332630	0.15451196	0.15749543	7
8	0.13011541	0.13069029	0.13184392	0.13300271	0.13416662	0.13533566	0.13650980	0.13946735	8
9	0.11617084	0.11674036	0.11788379	0.11903303	0.12018806	0.12134887	0.12251544	0.12545689	9
10	0.10501652	0.10558208	0.10671806	0.10786053	0.10900944	0.11016478	0.11132653	0.11425876	10
11	0.09589148	0.09645408	0.09758464	0.09872233	0.09986713	0.10101901	0.10217794	0.10510596	11
12	0.08828840	0.08884879	0.08997543	0.09110987	0.09225206	0.09340198	0.09455960	0.09748713	12
13	0.08185605	0.08241482	0.08353871	0.08467104	0.08581178	0.08696089	0.08811835	0.09104827	13
14	0.07634357	0.07690117	0.07802321	0.07915435	0.08029455	0.08144377	0.08260197	0.08553652	14
15	0.07156699	0.07212378	0.07324470	0.07437538	0.07551576	0.07666580	0.07782547	0.08076646	15
16	0.06738831	0.06794460	0.06906500	0.07019579	0.07133695	0.07248841	0.07365013	0.07659899	16
17	0.06370203	0.06425806	0.06537842	0.06650982	0.06765223	0.06880559	0.06996984	0.07292777	17
18	0.06042609	0.06098205	0.06210278	0.06323520	0.06437927	0.06553492	0.06670210	0.06967008	18
19	0.05749568	0.05805175	0.05917319	0.06030697	0.06145303	0.06261132	0.06378177	0.06676062	19
20	0.05485899	0.05541531	0.05653775	0.05767317	0.05882152	0.05998273	0.06115672	0.06414713	20
21	0.05247405	0.05303075	0.05415443	0.05529175	0.05644263	0.05760699	0.05878477	0.06178733	21
22	0.05030653	0.05086372	0.05198886	0.05312828	0.05428189	0.05544963	0.05663140	0.05964661	22
23	0.04832807	0.04888584	0.05001263	0.05115433	0.05231087	0.05348216	0.05466810	0.05769638	23
24	0.04651504	0.04707347	0.04820207	0.04934622	0.05050584	0.05168084	0.05287110	0.05591282	24
25	0.04484759	0.04540675	0.04653730	0.04768404	0.04884688	0.05002572	0.05122044	0.05427592	25

※ 本書に掲載されていない賦金率については、表計算ソフト (Excel等) において、次の計算式で算出することができます。
賦金率 = $PMT(r, n, -1)$

2 減価償却資産の耐用年数

農業における減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）により定められている。

(1) 生物

(省令別表第四より抜粋)

種 類	細 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛	6
	乳用牛	4
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	4
	その他用	6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6
	競走用 その他用	4 8
豚		3
綿羊及びやぎ	種付用	4
	その他用	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
なし樹		26
桃樹		15
桜桃樹		21
ブルーベリー樹		25
アスパラガス		11
ホップ		9

(2) 農業用減価償却資産

種 類	細 目	耐用年数
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物	果樹又はホップだな	14
	その他のもの	17
主として金属造の構築物		14
主として木造の構築物		5
土管を主とした構築物		10
その他の構築物		8
電動機		7
内燃機関、ボイラー及びポンプ		7
トラクター	歩行型トラクター	7
	その他のもの	7
耕うん整地用機具		7
耕土造成改良用機具		7
栽培管理用機具		7
防除用機具		7
穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター	7
	その他のもの	7
飼料作物収穫調製用機具	モア、ヘーコンディショナー（自走式のものを除く。）ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーベスター（自走式のものを除く。）、ヘーベラー（自走式のものを除く。）、ヘープレス、ヘーローダー、ヘッドライヤー（連続式のものを除く。）、ヘーエレベーター、フォレージブローア、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機	7
	その他のもの	7
果樹、野菜又は花き収穫調製用機具	野菜洗浄機、清浄機及び堀取機	7
	その他のもの	7
家畜飼養管理用機具	自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衝機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機	7
	その他のもの	7
運搬用機具		7

3 北海道における農業関係制度資金関連地域指定等の状況

令和6年4月1日現在

所管	市町村名	地域指定					基本構想	所管	市町村名	地域指定					基本構想	
		過疎	山村	中山間	特定農山村	豪雪				過疎	山村	中山間	特定農山村	豪雪		
空知総合振興局	夕張市	○		○	○	○	○	胆振総合振興局	室蘭市					○	○	
	岩見沢市	●		●		○	○		苫小牧市					○	○	
	美唄市	○		○		○	○		登別市			○	○	○	○	
	芦別市	○	○	○	○	○	○		伊達市	●	●	○	●	○	○	
	赤平市	○		○		○	○		豊浦町	○	○	○	○	○	○	
	三笠市	○		○	○	○	○		壮瞥町	○				○	○	
	滝川市					○	○		白老町	○		○	○	○	○	
	砂川市	○		○		○	○		厚真町	○		○	○	○	○	
	歌志内市※	○				○			洞爺湖町	○		●		○	○	
	深川市	○	●	○	●	○	○		安平町	○				○	○	
	南幌町					○	○		むかわ町	○	●	○	●	○	○	
	奈井江町	○		○		○	○		計(11市町)	8	3	7	6	11	11	
	上砂川町※	○			○	○			日高振興局	日高町	○	●	●	●	○	○
	由仁町	○		○		○	○			平取町	○	○	○	○	○	○
	長沼町	○		○		○	○	新冠町		○	○	○	○	○	○	
	栗山町	○		○	○	○	○	浦河町		○	○	○	○	○	○	
	月形町	○		○		○	○	様似町		○	○	○	○	○	○	
	浦臼町	○		○		○	○	えりも町		○	○	○	○	○	○	
	新十津川町	○	○	○	○	○	○	新ひだか町		○	○	○	○	○	○	
	妹背牛町	○				○	○	計(7町)		7	7	7	7	7	7	
	秩父別町	○		○		○	○	渡島総合振興局	函館市	●	●	●	●	○	○	
	雨竜町	○		○		○	○		北斗市		●	●	●	○	○	
	北竜町	○		○		○	○		松前町	○	●	○	○	○	○	
	沼田町	○	○	○		○	○		福島町	○	●	○	○	○	○	
計(24市町)	22	4	19	7	24	22	知内町		○	○	○	○	○	○		
石狩振興局	札幌市					○	○		木古内町	○	○	○	○	○	○	
	江別市					○	○		七飯町					○	○	
	千歳市					○	○		鹿部町	○	○	○	○	○	○	
	恵庭市					○	○		森町	○	●	●	●	○	○	
	北広島市					○	○		八雲町	○	○	○	○	○	○	
	石狩市	●	●	●	●	○	○		長万部町	○	○	○	○	○	○	
	当別町					○	○	計(11市町)	9	10	10	10	11	11		
	新篠津村	○				○	○	檜山振興局	江差町	○		○	○	○	○	
	計(8市町村)	2	1	1	1	8	8		上ノ国町	○	○	○	○	○	○	
後志総合振興局	小樽市	○				○	○		厚沢部町	○	○	○	○	○	○	
	島牧村	○	○	○	○	○	○		乙部町	○	○	○	○	○	○	
	寿都町	○	●	○	○	○	○		奥尻町	○		○	○	○	○	
	黒松内町	○	○	○	○	○	○		今金町	○	○	○	○	○	○	
	蘭越町	○	●	○	○	○	○		せたな町	○	●	○	●	○	○	
	ニセコ町	○		○		○	○		計(7町)	7	5	7	7	7	7	
	真狩村	○		○		○	○	注1 「過疎」：過疎地域自立促進特別促進法に基づく過疎地域(経過措置団体を含む。)								
	留寿都村	○		○		○	○		注2 「山村」：山村振興法に基づく振興山村地域							
	喜茂別町	○	○	○	○	○	○			注3 「中山間」：株式会社日本政策金融公庫法に基づく中山間地域						
	京極町		○	○	○	○	○				注4 「特定農山村」：特定農山村法に基づく特定農山村地域					
	倶知安町					○	○					注5 「豪雪」：豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯				
	共和町	○	●	○	●	○	○						注6 「基本構想」：農業経営基盤強化促進法に基づく市町村構想			
	岩内町	○	●	○	○	○	○							注7 市町村名の後に※がある市町村は、農振法に基づく農業振興地域未指定		
	泊村※		○	○	○	○	○								注8 ○は市町村全域、●は市町村の一部地域の指定	
	神恵内村※	○	○	○	○	○	○									
	積丹町	○	●	○	○	○	○									
	古平町	○	○	○	○	○	○									
	仁木町	○	○	○	○	○	○									
	余市町	○		○		○	○									
	赤井川村	○	○	○	○	○	○									
計(20市町村)	17	14	18	14	20	18										

所 管	市町村名	地 域 指 定					基本 構 想	所 管	市町村名	地 域 指 定					基本 構 想									
		過 疎	山 村	中 山 間	特 定 農 山 村	豪 雪				過 疎	山 村	中 山 間	特 定 農 山 村	豪 雪										
上 川 総 合 振 興 局	旭川市		●	●		○	○	才 ホ ー ツ ク 総 合 振 興 局	北見市	●	●	●	●	○	○									
	士別市	○	●	●	●	○	○		網走市					○	○									
	名寄市	○		●		○	○		紋別市	○	○	○	○	○	○									
	富良野市	○	●	○	●	○	○		美幌町	○				○	○									
	幌加内町	○	○	○	○	○	○		津別町	○	○	○	○	○	○									
	鷹栖町	○		○		○	○		斜里町	○				○	○									
	東神楽町					○	○		清里町	○	○	○		○	○									
	当麻町	○		○		○	○		小清水町	○				○	○									
	比布町	○		○		○	○		訓子府町	○		○		○	○									
	愛別町	○	○	○	○	○	○		置戸町	○	○	○	○	○	○									
	上川町	○	○	○	○	○	○		佐呂間町	○				○	○									
	東川町					○	○		遠軽町	○	○	○	●	○	○									
	美瑛町	○		○		○	○		湧別町	○	●	●		○	○									
	上富良野町	○		○		○	○		滝上町	○	○	○	○	○	○									
	中富良野町	○		○		○	○		興部町	○	○	○	○	○	○									
	南富良野町	○	○	○	○	○	○		西興部村	○	○	○	○	○	○									
	占冠村	○	○	○	○	○	○		雄武町	○	○	○	○	○	○									
	和寒町	○		○		○	○		大空町	○		○		○	○									
	剣淵町	○		○		○	○		計(18市町村)	17	11	13	9	18	18									
	下川町	○	○	○	○	○	○		十 勝 総 合 振 興 局	帯広市					○	○								
	美深町	○	○	○	○	○	○			音更町					○	○								
	音威子府村	○	○	○	○	○	○			士幌町					○	○								
	中川町	○	○	○	○	○	○			上士幌町	○	○	○	○	○	○								
計(23市町村)	20	12	21	11	23	23	鹿追町	○					○	○										
留 萌 振 興 局	留萌市	○		○	○	○	○	新得町		○	○	○	○	○	○									
	増毛町	○	○	○	○	○	○	清水町		○		○		○	○									
	小平町	○	○	○	○	○	○	芽室町				○		○	○									
	苫前町	○	○	○	○	○	○	中札内村						○	○									
	羽幌町	○	●	○	○	○	○	更別村		○				○	○									
	初山別村	○	○	○	○	○	○	大樹町		○	○	○	●	○	○									
	遠別町	○	○	○	○	○	○	広尾町		○	○	○	○	○	○									
	天塩町	○	○	○		○	○	幕別町		●		●		○	○									
計(8市町村)	8	7	8	7	8	8	池田町	○					○	○										
宗 谷 総 合 振 興 局	稚内市	○		○		○	○	豊頃町		○	●	○	●	○	○									
	幌延町	○	○	○	○	○	○	本別町		○				○	○									
	猿払村	○	○	○	○	○	○	足寄町		○	○	○	○	○	○									
	浜頓別町	○	○	○	○	○	○	陸別町		○	○	○	○	○	○									
	中頓別町	○	○	○	○	○	○	浦幌町		○	●	○	○	○	○									
	枝幸町	○	○	○	○	○	○	計(19市町村)	14	8	11	8	19	19										
	豊富町	○	○	○		○	○	釧路市	○	●	○	●	○	○										
	礼文町	○		○	○	○		釧路町		●	○	○	○	○										
	利尻町	○		○		○		厚岸町	○	●	○		○	○										
	利尻富士町	○		○		○		浜中町	○		○		○	○										
計(10市町村)	10	6	10	6	10	7	標茶町	○	●	○		○	○											
釧 路 総 合 振 興 局	合計	179市町村	152	96	144	97	179	172	弟子屈町	○		○		○	○									
									鶴居村	○	○	○	○	○	○									
									白糠町	○	○	○	○	○	○									
									計(8市町村)	7	6	8	4	8	8									
									根 室 振 興 局	合計	179市町村	152	96	144	97	179	172	根室市	○		○		○	○
																		別海町	○	○	○		○	○
																		中標津町					○	○
																		標津町	○	○	○		○	○
羅臼町	○		○		○	○																		
計(5市町)	4	2	4		5	5																		

○ 国の特別融資制度推進会議設置要綱の「要領例」と道の市町村農業金融制度総合推進会議設置・運営要領「改正例」

国「特別融資制度推進会議設置要綱」	道「市町村農業金融制度総合推進会議設置・運営要領（改正例）」
<p>一 要領例一 (最終改正：令和5年3月31日付け4経営第3074号)</p> <p>〇〇市特別融資制度推進会議設置要領</p> <p>第1 目的 この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。 (対象とする資金) ① 農業経営基盤強化資金 ② 農業経営改善促進資金 ③ 経営体育成強化資金 ④ 青年等就農資金 ⑤ スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）</p>	<p>(最終改正：令和5年(2023年)5月24日付け経営第230号)</p> <p>〇〇市町村農業金融制度総合推進会議設置・運営要領（例）</p> <p>第1 趣旨 〇〇市（町・村）農業の持続的発展を図るためには、関係機関・団体相互の連携のもと農業者の主体的努力と相俟って、生産性の向上等の構造政策と一体となった的確な金融対策の推進が肝要である。 このため、〇〇市（町・村）における農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第1の規定に基づき、〇〇市（町・村）農業金融制度総合推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定める。</p>
<p>第2 協議等事項 推進会議は次の事項について協議等を行う。 (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関する事項。 (2) 貸付対象者に対する指導・助言等に関する事項。 (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関する事項。</p>	<p>第2 協議等事項 推進会議は、次の事項を協議・決定・処理する。 1 農業制度資金の融通方針に関する事項 2 農業経営改善関係資金（農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーW資金）、経営体育成強化資金、農業改良資金及び青年等就農資金）に関する事項 3 北海道農家負担軽減支援特別対策に関する事項 4 農業負債整理関係資金（経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金）に関する事項 5 畜産特別資金に関する事項 6 北海道認定就農者総合融資制度に関する事項 7 アグリビジネス強化計画の認定に関する事項（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置について（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第3に定める事項等） 8 畜産経営体質強化支援資金に関する事項 9 その他制度金融の推進に必要な事項</p>
<p>第3 構成 推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。 (行政機関等) ① 〇〇市 ② 〇〇県（普及指導センターを含む。） ③ 〇〇市農業委員会 ④ 〇〇県農業経営・就農支援センター（融資機関・保証機関） ⑤ 〇〇市農業協同組合 ⑥ 〇〇県信用農業協同組合連合会 ⑦ 農林中央金庫〇〇支店 ⑧ 株式会社日本政策金融公庫 ⑨ 〇〇銀行 ⑩ 〇〇信用金庫 ⑪ 〇〇信用協同組合 ⑫ 〇〇県農業信用基金協会（その他） ⑬ 税理士その他推進会議が必要と認めるもの</p>	<p>第3 構成 推進会議は、次の機関・団体をもって構成する。 (行政機関等) 1 〇〇市（町・村） 2 〇〇農業委員会 3 北海道〇〇（総合）振興局 4 〇〇農業改良普及センター (融資機関・保証機関等) 5 〇〇農業協同組合 6 北海道農業協同組合中央会〇〇支所（負債整理に関わる事項がある場合は、必ず構成に加えるものとする。） 7 北海道信用農業協同組合連合会〇〇支所 8 株式会社日本政策金融公庫〇〇支店 9 民間金融機関（農業協同組合以外の金融機関が融資機関となる場合。なお、公庫資金の貸付業務を委託している場合は当該受託金融機関。） 10 公益財団法人北海道農業公社（認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）を対象とする資金（農業近代化資金、経営体育成強化資金及び青年等就農資金のうち認定新規就農者を対象とする資金をいう。））に関わる事項がある場合は、必ず構成に加えるものとする。） 11 北海道農業信用基金協会（同基金協会の保証諾否に関わる事項がある場合は、必ず構成に加えるものとする。） 12 〇〇土地改良区（同土地改良区の土地改良事業に関わる事項がある場合は、必ず構成に加えるものとする。） (その他の機関) 13 その他必要と認める機関・団体</p>
<p>第4 運営等 (1) 推進会議に会長を置く。 (2) 会長は〇〇をもってこれに充てる。 (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。 (4) 推進会議の事務局は〇〇が担当する。 (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。 ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。 イ 次に掲げる方法 (ア) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。 (イ) 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村（以下「助成地方公共団体」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法）その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付する。 (ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(5)の都道府県による確認書又は第3の1の(5)の都道府県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が交付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、迅速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができ、説明を求めるときには過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。 なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。 (6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。 ア 必要とする借入額が3億円（法人にあっては、10億円）を超える場</p>	<p>第4 運営等 1 推進会議は、〇〇が招集する。 2 推進会議の運営は、〇〇が当たる。 3 推進会議の事務局は、〇〇が担当する。 4 協議等に当たっては、都度、第3の機関・団体のうち必要とする機関等をもって運営するものとする。 第5 その他 1 推進会議による農業経営改善関係資金及びアグリビジネス強化計画の認定に係る協議等に当たり効率的な運営のため、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務については、原則として、融資機関に委任することとする。 なお、借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会とする。 2 推進会議の運営は1を原則とするが、特に慎重な審議が必要な場合は、事務局は、文書協議方式又は会議方式により処理を行い、推進会議が審査することとする。 3 2の「特に慎重な審議が必要な場合」は、(1)及び(2)に掲げる場合をいう。 (1) 借入額（借入額の変更を認定する場合は新たに借り入れる額）が3</p>

- 合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)
- (ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
 - (イ) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。)第3の4の(1)のイに規定する場合
 - (ウ) 設置要綱第3の4の(1)のウに規定する場合

(参考) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知(抜粋))

第3の4の(1)

イ 次に掲げる人・農地プラン等において地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者(当該人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者を含む。)が借り入れる場合

(ア) 実質化された人・農地プラン(農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。)

→ 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2の(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる同種取り決め等を含む。)

→ 令和2年度までに限り、同通知5の(1)に基づく工程表で公表が行われているもの

(イ) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について(平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知)による改正前の同実施要綱第2に定める人・農地プラン

ウ 基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同法第3項に規定する地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村基本構想(基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者(10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。)が借り入れる場合

- イ 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)以下「基盤強化法」という。)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けについては、次に掲げる場合
- (ア) 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)の借入額が3,700万円を超える場合
 - (イ) 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合
- (7) (5)のイにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹園農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。)をいう。))又は青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。))の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。
- (8) (7)の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。
- ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
 - イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項
- (9) ○○市以外の市町村を含んだ広域認定(基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。)の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村(農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第6の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。)と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

第5 その他

(1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする。

(2) 推進会議の各構成機関(機関の役員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について厳正に取り扱うものとする。特にこの要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。)

- 億(法人にあつては、10億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)
- ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
- イ 設置要綱第3の4の(1)のイに規定する場合
- ウ 設置要綱第3の4の(1)のウに規定する場合

- (2) 認定新規就農者(基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)を対象とする資金(農業近代化資金、経営体育成強化資金及び青年等就農資金のうち認定新規就農者を対象とする資金をいう。)の認定等に係る業務
- 4 2の文書協議方式により処理する場合、事務局は、融資機関、利子助成等を行う○○総合振興局又は○○振興局及び○○市(町・村)(以下「助成地方公共団体」という。))その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付する。
- 5 2の会議方式により処理する場合、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域における案件について審査することができるようにするなど、効率的に開催すること
- (注) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等就農資金の観点から構成機関が当該借入希望者の経営改善計画等について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合とする。なお、会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めるものとする。会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求め際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

- 6 1により委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画(基盤強化法の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹園農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。)をいう。))の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。
- 7 6の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。
- (1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
 - (2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項
- 8 ○○市(町・村)以外の市町村を含んだ広域認定(基盤強化法第13条の2の規定に基づき、北海道知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。)の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村(基盤強化法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第6の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。)と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

9 推進会議の各構成機関(機関の役員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、農業経営改善関係資金基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。)

10 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営についての必要事項は、推進会議がその都度定める。

4 農業関係制度資金等取扱金融機関一覧

(北海道農業経営改善関係資金取扱要領第3の2に基づく窓口機関)

道内で農業関係制度資金等を取り扱っている金融機関は、次のとおりです。
融資における事務手続きなどについては、次の最寄りの金融機関等にお問い合わせください。

種 別		金 融 機 関 名	取扱資金名
農 業 協 同 組 合 等	空知	南幌町、ピンネ、そらち南、ながぬま、月形町、きたそらち、北いぶき、夕張市、美唄市、峰延、いわみざわ、たきかわ、新砂川	日本公庫資金 農業近代化資金 その他
	石狩	道央、北石狩、新篠津村、札幌市(R5.10.1：石狩市農協合併)、サツラク	
	後志	ようてい、きょうわ、余市町、新おたる	
	胆振	とうや湖、伊達市、とまこまい広域、鶴川	
	日高	びらとり、門別町、みついし	
	渡島	函館市亀田、新函館	
	檜山	今金町	
	上川	たいせつ、東旭川、あさひかわ、東神楽、当麻、比布町、上川中央、東川町、美瑛町、ふらの、北はるか、北ひびき、道北なよろ	
	留萌	るもい	
	宗谷	東宗谷、北宗谷、宗谷南、幌延町	
	オホーツク	女満別町、美幌町、津別町、しれとこ斜里、清里町、小清水町、きたみらい、佐呂間町、常呂町、えんゆう、湧別町、オホーツク網走、オホーツクはまなす、北オホーツク	
	十勝	音更町、木野、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、十勝清水町、芽室町、中札内村、更別村、忠類、大樹町、広尾町、幕別町、札内、十勝池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、帯広市川西、帯広大正	
	釧路	釧路太田、浜中町、標茶町、摩周湖、阿寒、釧路丹頂	
	根室	中春別、中標津町、計根別、標津町、道東あさひ	
全道	北海道信用農業協同組合連合会 農林中央金庫		
日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫農林水産事業 (札幌支店、北見支店、帯広支店)	日本公庫資金	
都市銀行・ 地方銀行等	三菱東京UFJ、りそな、青森、みちのく、秋田、七十七、第四北越	日本公庫資金	
	みずほ、三井住友、北海道、北洋、北陸	日本公庫資金 農業近代化資金	
信用金庫	空知、北門、北空知、北海道、渡島、留萌、稚内、帯広、日高	日本公庫資金 農業近代化資金	
	道南うみ街、旭川、北星、大地みらい、北見、網走、遠軽、伊達	日本公庫資金	
	苫小牧	農業近代化資金	
信用組合	空知商工、北央	日本公庫資金	

5 農業関係制度資金問い合わせ先

農業関係制度資金の詳細につきましては、最寄りの農業協同組合融資担当課、市町村農政担当課、農業改良普及センター、農業制度資金取扱金融機関又は次のところにお問い合わせください。

問 い 合 わ せ 先	所 在 地	電 話	備 考
北海道農政部 農業経営局農業経営課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111 011-204-5387	農業金融係 (内線 27-377 ~27-379)
空知総合振興局産業振興部 農務課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0081	農業経営係
石狩振興局産業振興部 農務課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5845	農業経営係
後志総合振興局産業振興部 農務課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1404	農業経営係
胆振総合振興局産業振興部 農務課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9814	農業経営係
日高振興局産業振興部 農務課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9342	農業経営係
渡島総合振興局産業振興部 農務課	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9492	農業経営係
檜山振興局産業振興部 農務課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6573	農業経営係
上川総合振興局産業振興部 農務課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5961	農業経営係
留萌振興局産業振興部 農務課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8483	農業経営係
宗谷総合振興局産業振興部 農務課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2534	農業経営係
オホーツク総合振興局 産業振興部農務課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0662	農業経営係
十勝総合振興局産業振興部 農務課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-27-8612	農業経営係
釧路総合振興局産業振興部 農務課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9222	農業経営係
根室振興局産業振興部 農務課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6861	農業経営係

農業制度金融の手引き

編集 北海道農政部農業経営局
農業経営課農業金融係

住所 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111 (代)
内線 27-376～27-379
FAX 011-232-0026
発行 令和6年7月

その先の、道へ。北海道

Hokkaido. Expanding Horizons.